

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第91号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成24年5月25日 13時37分ごろ	
発生場所	大分県姫島村姫島北方沖 周防灘航路第5号灯浮標 (概位 北緯33°46.3′ 東経131°41.2′)	
事故等調査の経過	平成24年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	セメント運搬船 第二 <sup>へいあん</sup> 平安丸、697トン	
船舶番号、船舶所有者等	128737、平安海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船首ブルワークに擦過傷、右舷船首部外板に凹損 灯浮標 太陽光パネルが破損、防護枠が曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等航海士ほか4人が乗り組み、石炭灰約1,002tを積載し、阪神港を出港して福岡県苅田町苅田港に向かった。</p> <p>本船は、姫島北方沖において、一等航海士が単独の船橋当直に就き、自動操舵により約9ノット（kn）の対地速力で西進中、一等航海士が正船首方に周防灘航路第5号灯浮標（以下「第5号灯浮標」という。）を視認し、とっさに手動操舵に切り換えて右舵を取ったが間に合わず、平成24年5月25日13時37分ごろ本船の船首部が第5号灯浮標に衝突した。</p> <p>本船は、海上保安庁から電話で問い合わせがあったので、反転して第5号灯浮標の損傷状況を確認して連絡したのち、航海を続けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>民間会社が受信したAIS記録によれば、本船の13時37分00秒における船首方位は282°（真方位、以下同じ。）、対地針路は280.6°、対地速力は9.1kn、船位は北緯33度46分17.2秒、東経131度41分17.6秒であった。</p> <p>一等航海士は、操舵室の左舷船首角に置かれた背もたれと肘掛け付きの椅子に腰を掛け、同椅子が右舷方を向いているので顔を船首方に振り向けた姿勢で船橋当直を行っていた。</p> <p>レーダーは、一等航海士が腰を掛けていた椅子の船尾側で画面を船尾方に向けて配置されており、本事故当時、作動中であった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、姫島北方沖を西進中、一等航海士が見張りを適切に行っていなかったことから、第5号

	灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が姫島北方沖を西進中、一等航海士が見張りを適切に行っていなかったため、第5号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。